

大学院学則第12条第9号〔入学資格の弾力化〕に係る審査基準及びその他学術院が必要と認める書類について

学術院 研究群	事 項	審 査 基 準	そ の 他 学 術 院 が 必 要 と 認 め る 書 類	備 考
人間総合科学学術院 人間総合科学研究群				
ヒューマンバイオロジー学位プログラム 一貫制博士課程	提出書類に基づき総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力があるかを判定する。	推薦書(これまでの経歴・活動が志願資格のあることを裏づけるもの。様式任意)		
フロンティア医科学学位プログラム 修士課程	提出書類に基づき総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力があるかを判定する。	(1)推薦書(これまでの経歴・活動が志願資格のあることを裏づけるもの。様式任意) (2)小論文(テーマ「これまでに学んだことや経歴をフロンティア医科学学位プログラムにおいてどのように活用・展開していくか。」A4判、2,000字以内、横書き。これまでの経歴・活動を裏づける資料を添付することが望ましい。資料は字数に含めない。)		
公衆衛生学学位プログラム 修士課程	提出書類に基づき総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力があるかを判定する。	(1)推薦書(これまでの経歴・活動が志願資格のあることを裏づけるもの。様式任意) (2)小論文(テーマ「これまでに学んだことや経歴を公衆衛生学学位プログラムにおいてどのように活用・展開していくか。」A4判、2,000字以内、横書き。これまでの経歴・活動を裏づける資料を添付することが望ましい。資料は字数に含めない。)		
教育学学位プログラム 博士前期課程	提出書類を総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	なし。		
心理学学位プログラム 博士前期課程	心理学又はその関連領域について、大学卒業と同等以上の学習歴を有するか判定する	学習歴を証明する書類		
障害科学学位プログラム 博士前期課程	提出書類を総合的に判断し、大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	なし。		
ニューロサイエンス学位プログラム 博士前期課程	提出書類を総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	大学卒業程度の能力を示す学術論文、報告書等の成果物(様式任意)		
看護科学学位プログラム 博士前期課程	提出書類に基づき総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力があるかを判定する。	(1)推薦書(これまでの経歴・活動が、志願資格があることを裏づけるもの。様式任意) (2)小論文(テーマ「これまでに学んだことや経歴を看護科学学位プログラムにおいてどのように活用・展開していくか。」A4版、2000字以内、横書き。これまでの経歴・活動を裏づける資料を添付することが望ましい。資料は字数に含めない。)	出願書類上の小論文は必要としない。	
体育学学位プログラム 博士前期課程	提出書類を総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力があるかを判定する。	(1)著書・論文・著作等がある場合には、主要なもの1点 (2)小論文(テーマ「これまでの経歴・職歴を踏まえて体育学学位プログラムで、何を明らかにしたいか。」)A4判、2,000字以内、横書き、ワープロ書き		
スポーツ・オリンピック学学位プログラム 博士前期課程	提出書類を総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力があるかを判定する。	(1)小論文(テーマ「過去の経験に基づくスポーツ・オリンピック学学位プログラムにおける研究計画」)A4判500単語程度) (2)著書・論文・著作等がある場合には、主要なもの1点		

芸術学学位プログラム 博士前期課程	提出書類を総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力があるかを判定する。	なし。	
デザイン学学位プログラム 博士前期課程	提出書類を総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	大学卒業程度の能力を示す学術論文、報告書等の成果物(これまでの経歴・活動が出願資格を満たすことを裏付けるもの。様式任意)、または2年以上の実務経験、またはこれに相当する実績を裏付ける書類。	
世界遺産学学位プログラム 博士前期課程	提出書類を総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	大学卒業程度の能力を示す学術論文、報告書等の成果物(様式任意)。	
情報学学位プログラム 博士前期課程	提出書類を総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	募集要項に記載している出願資格審査の必要書類	
ライフイノベーション(病態機構)学位 プログラム 博士前期課程	提出書類に基づき総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力があるかを判定する。	推薦書(これまでの経歴・活動が出願資格のあることを裏づけるもの。様式任意)	
ライフイノベーション(創薬開発)学位 プログラム 博士前期課程	提出書類に基づき総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力があるかを判定する。	推薦書(これまでの経歴・活動が出願資格のあることを裏づけるもの。様式任意)	

一貫制博士・修士・博士前期課程 [個別審査]

一貫制博士・修士・博士前期課程 B-(9)

大学院学則第12条第10号 大学3年次生の大学院入学試験に係る出願・入学の条件等について

事 項 学術院 研究群	出 願 の 条 件	入 学 の 条 件
人間総合科学学術院 人間総合科学研究群		
ヒューマンバイオロジー学位プログラム 一貫制博士課程	(1)出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。 (2)大学3年次修了までに90単位以上修得し、かつ、修得教科目の85%以上が学業成績における評価の最高ランクにあることが見込まれること。	(1)大学3年末の成績が出願の条件(2)の基準を下回るときは、入学を認めないことがある。 (2)大学3年次修了時における出願の条件(2)を充足する学業成績証明書を提出すること。
フロンティア医科学学位プログラム 修士課程	(1)出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。 (2)大学3年次修了までに120単位以上修得し、かつ、修得教科目の90%以上が学業成績における最高ランクにあることが見込まれること。	(1)大学3年末の成績が出願の条件(2)の基準を下回るときは、入学を認めないことがある。 (2)大学3年次修了時における出願の条件(2)を充足する学業成績証明書を提出すること。
公衆衛生学学位プログラム 修士課程	(1)出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。 (2)大学3年次修了までに120単位以上修得し、かつ、修得教科目の90%以上が学業成績における最高ランクにあることが見込まれること。	(1)大学3年末の成績が出願の条件(2)の基準を下回るときは、入学を認めないことがある。 (2)大学3年次修了時における出願の条件(2)を充足する学業成績証明書を提出すること。
教育学学位プログラム 博士前期課程	(1)出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。 (2)3年次修了の段階において100単位以上を取得、又は、取得見込みであること。 (3)修得した単位の90%以上の評価が、最高又はこれに準ずる段階にあること。 (4)成績証明書、単位修得(見込み)証明書、指導教員等による推薦書を提出すること。	(1)入学試験に合格し、かつ、出願の条件を満たすこと。 (2)出願の条件の(2)を証明する学業成績証明書を提出すること。
心理学学位プログラム 博士前期課程	(1)出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。 (2)100単位以上修得見込みであること。 (3)専攻科目等(心理学関係の科目)が30単位以上習得見込みであること。 (4)修得科目及び修得見込み科目の4分の3以上が、在学する大学の成績評語の最高評価段階であること。 (5)①出願時の成績証明書、②3年次の履修科目名とそれぞれの単位数を表示した証明書、③研究能力に関する指導教員等の推薦書を提出すること。	(1)入学試験に合格し、かつ、[出願の条件等]が十分に満たされたと判断できること。 (2)3年次のものを含む成績証明書を提出すること。
障害科学学位プログラム 博士前期課程	(1)出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。 (2)出願年度3月末日において、100単位以上の修得が見込まれること。 (3)修得した単位の多くの評価が、最高又はこれに準ずる段階にあること。 (4)成績証明書、単位修得(見込み)証明書、指導教員等による推薦書を提出すること。	(1)入学試験に合格し、かつ、出願の条件を満たすこと。 (2)出願の条件の(2)を証明する成績証明書を提出すること。
ニューロサイエンス学位プログラム 博士前期課程	(1)出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。 (2)出願年度3月末日において、100単位以上の修得が見込まれること。 (3)修得科目の90%以上が学業成績における優れた評価(A,優など)にあること。 (4)成績証明書、単位修得(見込み)証明書、指導教員等による推薦書を提出すること。	(1)入学試験に合格し、かつ、出願の条件を満たすこと。 (2)出願の条件の(2)を証明する成績証明書を提出すること。
看護科学学位プログラム 博士前期課程	(1)出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。 (2)大学3年次修了までに120単位以上修得し、かつ、修得教科目の90%以上が学業成績における評価の最高ランクにあることが見込まれること。	(1)大学3年末の成績が出願の条件(2)の基準を下回るときは、入学を認めないことがある。 (2)大学3年次修了時における出願の条件(2)を充足する学業成績証明書を提出すること。

体育学学位プログラム 博士前期課程	(1)出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。 (2)大学3年次修了までに、100単位以上を取得し、かつ、既取得科目の90%以上が学業成績における優れた評価(A,優など)であることが見込まれること。 (3)出願までに体育学又はその関連領域について、卒業研究に準ずる研究を行い、報告書としてまとめること。 (4)大学3年次の指導教員又は、それに準ずる教員による推薦状を提出すること。	(1)入学試験に合格後、所定の単位・条件を満たさなかった場合は、入学を認めない。 (2)大学3年次修了時における出願の条件(2)を満たした学業成績証明書を提出すること。
スポーツ・オリンピック学学位プログラム 博士前期課程	(1)出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。 (2)大学3年次修了までに、100単位以上を取得し、かつ、既取得科目の90%以上が学業成績における優れた評価(A,優など)であることが見込まれること。 (3)出願までにスポーツ・オリンピック学又はその関連領域について、卒業研究に準ずる研究を行い、報告書としてまとめること。 (4)大学3年次の指導教員又は、それに準ずる教員による推薦状を提出すること。	(1)入学試験に合格後、所定の単位・条件を満たさなかった場合は、入学を認めない。 (2)大学3年次修了時における出願の条件(2)を満たした学業成績証明書を提出すること。
芸術学学位プログラム 博士前期課程	(1)出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。 (2)3年次修了時点で100単位以上の取得が見込まれること。 (3)成績は、最高の評価(A・優など)が90%以上であること。	(1)入学試験合格後、所定の単位・条件を満たさなかった場合は、入学を認めないこととする。 (2)大学3年次修了時における出願の条件(2)、(3)を満たした学業成績証明書を提出すること。
デザイン学学位プログラム 博士前期課程	(1)出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。 (2)3年次修了時点で100単位以上の取得が見込まれること。 (3)既取得教科目の90%以上が学業成績における優れた評価(A,優など)にあること。	大学3年次修了時における取得単位数が出願の条件(2)の基準を下回るときは、入学を認めないことがある。
世界遺産学学位プログラム 博士前期課程	(1)出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。 (2)3年次修了時点で100単位以上の取得が見込まれること。 (3)既取得教科目の90%以上が学業成績における優れた評価(A,優など)にあること。	大学3年次修了時における取得単位数が出願の条件(2)の基準を下回るときは、入学を認めないことがある。
情報学学位プログラム 博士前期課程	(1)出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。 (2)大学3年次修了までに、100単位以上を取得し、かつ、既取得科目の90%以上が学業成績における優れた評価(A,優など)であることが見込まれること。 (3)成績証明書、単位修得(見込み)証明書、指導教員等による推薦書を提出すること。	(1)出願条件(2)の基準を下回るときは、入学を認めない。 (2)出願条件(2)を証明する学業成績証明書を提出すること。
ライフイノベーション(病態機構)学位 プログラム 博士前期課程	(1)出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。 (2)大学3年次修了までに90単位以上修得し、かつ、修得教科目の85%以上が学業成績における評価の最高ランクにあることが見込まれること。	(1)大学3年次修了時の成績が出願の条件(2)の基準を下回るときは、入学を認めないことがある。 (2)大学3年次修了時における出願の条件(2)を充足する学業成績証明書を提出すること。
ライフイノベーション(創薬開発)学位 プログラム 博士前期課程	(1)出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。 (2)大学3年次修了までに90単位以上修得し、かつ、修得教科目の85%以上が学業成績における評価の最高ランクにあることが見込まれること。	(1)大学3年次修了時の成績が出願の条件(2)の基準を下回るときは、入学を認めないことがある。 (2)大学3年次修了時における出願の条件(2)を充足する学業成績証明書を提出すること。

一貫制博士・修士・博士前期課程 [飛び級]

一貫制博士・修士・博士前期課程 B-(10)

- 注意事項 ① 教育学、心理学、障害科学、ニューロサイエンス、体育学、スポーツ・オリンピック学、芸術学の各学位プログラムにおいては、出願年度3月において上記の条件が満たされない場合、入学できません。
ヒューマンバイオロジー、フロンティア医科学、公衆衛生学、看護科学、デザイン学、世界遺産学、情報学、ライフイノベーション(病態機構)、ライフイノベーション(創薬開発)の各学位プログラムにおいては、出願年度3月において上記の条件が満たされない場合、入学を認めないことがあります。
- ② この制度により、大学院へ入学した場合は、大学3年中途退学となるため、大学の学部(学群)を卒業していることを要件とする国家試験等の資格試験の受験はできなくなります。

大学院学則第12条第11号

外国において学校教育における15年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、又は文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者の大学院入学試験に係る出願・入学の条件等について

事 項	1. 必要な科目と単位数 2. 単位の換算方法 (1) 成績証明書等に基づく換算方法 (2) 成績証明書等が提出できない場合 3. 学術院で定める提出書類 4. その他	備 考
学術院 研究群		
人間総合科学学術院 人間総合科学研究群		
ヒューマンバイオロジー学位プログラム 一貫制博士課程	1. 90単位 2. (1) 85%以上がAであること。 (2) 原則として認めない。 3. TOEFL等の英語力証明書 4. なし。	
フロンティア医科学学位プログラム 修士課程	1. 120単位以上 2. (1) 90%以上がAであること。 (2) 原則として認めない。 3. TOEFL等の英語力証明書 4. なし。	
公衆衛生学学位プログラム 修士課程	1. 120単位以上 2. (1) 90%以上がAであること。 (2) 原則として認めない。 3. TOEFL等の英語力証明書 4. なし。	
教育学学位プログラム 博士前期課程	1. 学士号又はそれに相当する学位取得者、又は見込みの者(原則として100単位以上の修得がなされていること。) 2. (1) 在学先の当該授業科目の授業実施時間数に基づき、本学の相応の単位数に換算するものとする。 (2) 大学のしかるべき機関の長又は指導教員(Dean, Supervisor)の推薦書等により適宜判断する。この際、本人が上位何パーセントの順位かの記述を必要とする。(上位何パーセントとは、トップ10%、20%、30%等とする。) 3. 成績証明書、推薦書 4. なし。	
心理学学位プログラム 博士前期課程	1. 学士号又はそれに相当する学位取得者、又は見込みの者 2. (1) 換算しない。 (2) 指導教員の推薦書を要する。この際、本人が上位何パーセントの順位かの記述を必要とする。 (上位何パーセントとは、トップ10%、20%、30%等とする。) 3. ① 卒業論文またはそれに相当するもの ② 2. (2)の場合には、成績証明書が発行できない理由を記載した公文書(学長等)を必要とする。 4. なし。	

障害科学学位プログラム 博士前期課程	<ol style="list-style-type: none"> 1. 修了時点において100単位以上の修得がなされていること。 2. (1) 在学先の当該授業科目の授業実施時間数に基づき、本学の相応の単位数に換算するものとする。 (2) 大学のしかるべき機関の長又は指導教員 (Dean, Supervisor) の推薦書等により適宜判断する。 3. なし。 4. なし。 	
ニューロサイエンス学位プログラム 博士前期課程	<ol style="list-style-type: none"> 1. 100単位以上修得していること。 2. (1) 優れた評価 (A, 優など) が90%以上であること。 出身大学の発行する証明書等により、履修の内容、時間等を確認のうえ、本学の規定する講義、演習及び実習の基準に基づき換算する。 (2) 成績証明書が提出されない場合には、大学院入学資格はなしとする。ただし、特別な考慮が必要な場合には、教育会議で認定する。 3. なし。 4. なし。 	
看護科学学位プログラム 博士前期課程	<ol style="list-style-type: none"> 1. 120単位 2. (1) 90%以上がAであること。 (2) 原則として認めない。 3. TOEFL等の英語力証明書 4. なし 	
体育学学位プログラム 博士前期課程	<ol style="list-style-type: none"> 1. 15年の課程修了に必要な単位を修得していることを条件とし特に定めない。 2. (1) 最高の評価 (「A」、「優」) 等が90%以上であること、又はそれに相当すると認められること。 (2) 出身大学の発行する証明書等により、履修の内容、時間等を確認のうえ、本学の規定する講義、演習及び実習の基準に基づき換算する。 3. 特に優れた資質を有する者については、それを証明する書類 4. なし。 	
スポーツ・オリンピック学学位プログラム 博士前期課程	<ol style="list-style-type: none"> 1. 15年の課程修了に必要な単位を修得していることを条件とし特に定めない。 2. (1) 個々の事情に応じて教育会議に諮り決定する。 (2) 個々の事情に応じて教育会議に諮り決定する。 3. 特に優れた資質を有する者については、それを証明する書類 4. なし。 	
芸術学学位プログラム 博士前期課程	<ol style="list-style-type: none"> 1. 100単位以上修得していること。 2. (1) 最高評価 (A, 優等) が90%以上であること。 出身大学の発行する証明書等により、履修の内容、時間等を確認のうえ、本学の規定する講義、演習及び実習の基準に基づき換算する。 (2) 成績証明書が提出されない場合には、大学院入学資格はなしとする。 ただし、特別な考慮が必要な場合には、入試委員会で検討し教育会議で認定する。 3. なし。 4. なし。 	
デザイン学学位プログラム 博士前期課程	<ol style="list-style-type: none"> 1. 100単位以上修得していること。 2. (1) 優れた評価 (A, 優など) が90%以上であること。 出身大学の発行する証明書等により、履修の内容、時間等を確認のうえ、本学の規定する講義、演習及び実習の基準に基づき換算する。 (2) 成績証明書が提出されない場合には、大学院入学資格はなしとする。 ただし、特別な考慮が必要な場合には、入試委員会で検討し教員会議で認定する。 3. なし。 4. なし。 	

<p>世界遺産学学位プログラム 博士前期課程</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 100単位以上修得していること。 2. (1) 優れた評価(A,優など)が90%以上であること。 出身大学の発行する証明書等により、履修の内容、時間等を確認のうえ、本学の規定する講義、演習及び実習の基準に基づき換算する。 (2) 成績証明書が提出されない場合には、大学院入学資格はなしとする。 ただし、特別な考慮が必要な場合には、入試委員会で検討し教員会議で認定する。 3. なし。 4. なし。 	
<p>情報学学位プログラム 博士前期課程</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 100単位以上修得していること。 2. (1) 90%以上がAであること。 (2) 原則として認めない。 3. 募集要項に記載している出願資格審査の必要書類 4. なし 	
<p>ライフイノベーション(病態機構)学位プログラム 博士前期課程</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 90単位 2. (1) JASSO等が使用する3点満点のGPA換算で2.1以上 (2) 原則として認めない。 3. TOEFL等の英語力証明書 4. なし。 	
<p>ライフイノベーション(創薬開発)学位プログラム 博士前期課程</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 90単位 2. (1) JASSO等が使用する3点満点のGPA換算で2.1以上 (2) 原則として認めない。 3. TOEFL等の英語力証明書 4. なし。 	

一貫制博士・修士・博士前期課程 [外国15年・外国通信教育15年・文部科学大臣指定当該課程]

一貫制博士・修士・博士前期課程 B-(11)

大学院学則第12条第12号

学校教育法施行規則第155条第1項第7号の規定により大学院に入学した者をその後に入学者とする本学の大学院において、教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者の大学院入学試験に係る出願・入学の条件及びその他学術院が必要と認める書類について

学術院 研究群	事 項	審 査 基 準	そ の 他 学 術 院 が 必 要 と 認 め る 書 類	備 考
人間総合科学学術院 人間総合科学研究群				
ヒューマンバイオロジー学位プログラム 一貫制博士課程		提出書類に基づき総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力があるかを判定する。	推薦書(これまでの経歴・活動について志願資格があることを裏づけるもの。様式任意)	
フロンティア医科学学位プログラム 修士課程		提出書類に基づき総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力があるかを判定する。	(1)推薦書(これまでの経歴・活動について志願資格があることを裏づけるもの。様式任意) (2)小論文(テーマ「これまでに学んだことや経歴をフロンティア医科学学位プログラムにおいてどのように活用・展開していくか。」A4判、2,000字以内、横書き。これまでの経歴・活動を裏づける資料を添付することが望ましい。資料は字数に含めない。)	出願書類上の小論文、研究計画書は必要としない。
公衆衛生学学位プログラム 修士課程		提出書類に基づき総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力があるかを判定する。	(1)推薦書(これまでの経歴・活動について志願資格があることを裏づけるもの。様式任意) (2)小論文(テーマ「これまでに学んだことや経歴を公衆衛生学学位プログラムにおいてどのように活用・展開していくか。」A4判、2,000字以内、横書き。これまでの経歴・活動を裏づける資料を添付することが望ましい。資料は字数に含めない。)	出願書類上の小論文、研究計画書は必要としない。
教育学学位プログラム 博士前期課程		提出書類を総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	なし。	
心理学学位プログラム 博士前期課程		心理学又はその関連領域について、大学卒業と同等以上の学習歴を有するか判定する。	学習歴を証明する書類	
障害科学学位プログラム 博士前期課程		提出書類を総合的に判断し、大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	なし。	
ニューロサイエンス学位プログラム 博士前期課程		提出書類を総合的に判断し、大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	なし。	
看護科学学位プログラム 博士前期課程		提出書類に基づき総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力があるかを判定する。	(1)推薦書(これまでの経歴・活動が、志願資格があることを裏づけるもの。様式任意) (2)小論文(テーマ「これまでに学んだことや経歴を看護科学学位プログラムにおいてどのように活用・展開していくか。」A4判、2000字以内、横書き。これまでの経歴・活動を裏づける資料を添付することが望ましい。資料は字数に含めない。)	出願書類上の小論文は必要としない。
体育学学位プログラム 博士前期課程		提出書類を総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力があるかを判定する。	なし。	

スポーツ・オリンピック学学位プログラム 博士前期課程	提出書類を総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力があるか判定する。	なし。	
芸術学学位プログラム 博士前期課程	提出書類を総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力があるか判定する。	なし。	
デザイン学学位プログラム 博士前期課程	提出書類を総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	なし。	
世界遺産学学位プログラム 博士前期課程	提出書類を総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	大学卒業程度の能力を示す学術論文、報告書等の成果物(これまでの経歴・活動が出願資格を満たすことを裏付けるもの。様式任意)、または2年以上の実務経験、またはこれに相当する実績を裏付ける書類。	
情報学学位プログラム 博士前期課程	提出書類を総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	募集要項に記載している出願資格審査の必要書類	
ライフイノベーション(病態機構)学位 プログラム 博士前期課程	提出書類に基づき総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力があるかを判定する。	推薦書(これまでの経歴・活動が出願資格のあることを裏づけるもの。様式任意)	
ライフイノベーション(創薬開発)学位 プログラム 博士前期課程	提出書類に基づき総合的に審査し、大学を卒業した者と同等以上の学力があるかを判定する。	推薦書(これまでの経歴・活動が出願資格のあることを裏づけるもの。様式任意)	

一貫制博士・修士・博士前期課程 [他大学院飛び級入学]

大学院学則第14条第8号

学校教育法施行規則第156条第6号の規定により、大学院への入学に関し、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣が指定した者に係る審査基準及びその他学術院が必要と認める書類について

学術院 研究群	事項	審査基準	その他学術院が必要と認める書類	備考
人間総合科学学術院 人間総合科学研究群				
教育学学位プログラム 博士後期課程	教育学に関する学習歴や実務経験等の評価により、大学院修士課程を修了した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	教育実践の発表歴や学会誌掲載論文等がある場合、その事実を証明する書類・資料 〔出願者調書の「受賞及び社会での活動状況」の欄に上記教育実践の発表歴等を記入すること。〕		修士論文に準ずる論文は、出願書類として取り扱っている。
心理学学位プログラム 博士後期課程	提出書類を総合的に審査し、修士課程を修了した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	なし。		
障害科学学位プログラム 博士後期課程	提出書類を総合的に審査し、修士課程を修了した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	推薦書(これまでの経歴・活動が出願資格のあることを裏づけるもの。様式任意) 研究計画書(様式任意 A4判 1枚) これまでの研究概要(様式任意 A4判 1枚) 学会誌等掲載論文・著書等		
ニューロサイエンス学位プログラム 博士後期課程	提出書類を総合的に審査し、修士課程、博士前期課程、専門職大学院の課程を修了した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	なし。		
看護科学学位プログラム 博士後期課程	提出書類を総合的に審査し、修士課程を修了した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	なし。		
体育科学学位プログラム 博士後期課程	提出書類を総合的に審査し、修士課程、博士前期課程、専門職大学院の課程を修了した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	なし。		
芸術学学位プログラム 博士後期課程	提出書類を総合的に審査し、修士課程、博士前期課程、専門職大学院の課程を修了した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	なし。		
デザイン学学位プログラム 博士後期課程	提出書類を総合的に審査し、修士課程、博士前期課程、専門職大学院の課程を修了した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	なし。		
世界遺産学学位プログラム 博士後期課程	提出書類を総合的に審査し、修士課程、博士前期課程、専門職大学院の課程を修了した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	なし。		
情報学学位プログラム 博士後期課程	提出書類を総合的に審査し、修士課程、博士前期課程、専門職大学院の課程を修了した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	募集要項に記載している出願資格審査の必要書類		
ライフイノベーション(病態機構)学位プログラム 博士後期課程	提出書類に基づき総合的に審査し、本学修士課程を修了した者と同等以上の学力があるかを判定する。	推薦書(これまでの経歴・活動が出願資格のあることを裏づけるもの。様式任意)		
ライフイノベーション(創薬開発)学位プログラム 博士後期課程	提出書類に基づき総合的に審査し、本学修士課程を修了した者と同等以上の学力があるかを判定する。	推薦書(これまでの経歴・活動が出願資格のあることを裏づけるもの。様式任意)		

ヒューマン・ケア科学学位プログラム 3年制博士課程	提出書類を総合的に審査し、修士課程、博士前期課程、専門職大学院の課程を修了した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	なし。	修士論文に準ずる論文は、出願書類として取り扱っている。
パブリックヘルス学位プログラム 3年制博士課程	提出書類を総合的に審査し、修士課程、博士前期課程、専門職大学院の課程を修了した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	なし。	
スポーツ医学学位プログラム 3年制博士課程	提出書類を総合的に審査し、修士課程、博士前期課程、専門職大学院の課程を修了した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	なし。	
コーチング学学位プログラム 3年制博士課程	提出書類を総合的に審査し、修士課程、博士前期課程、専門職大学院の課程を修了した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	なし。	

博士後期・3年制博士課程 [文部科学大臣指定]

3年制博士課程・博士後期課程 B-(6)

大学院学則第14条第9号〔入学資格の弾力化〕に係る審査基準及びその他学術院が必要と認める書類について

学術院 研究群	事項	審査基準	その他学術院が必要と認める書類	備考
人間総合科学学術院 人間総合科学研究群				
教育学学位プログラム 博士後期課程	教育学に関する学習歴や実務経験等の評価により、大学院修士課程を修了した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	教育実践の発表歴や学会誌掲載論文等がある場合、その事実を証明する書類・資料 〔 出願者調書の「(8)その他特記事項」の欄に上記教育実践の発表歴等を記入すること。 〕		
心理学学位プログラム 博士後期課程	提出書類を総合的に審査し、修士課程を修了した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	なし。		
障害科学学位プログラム 博士後期課程	提出書類を総合的に審査し、修士課程を修了した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	推薦書(これまでの経歴・活動が出願資格のあることを裏づけるもの。様式任意) 研究計画書(様式任意 A4判 1枚) これまでの研究概要(様式任意 A4判 1枚) 学会誌等掲載論文・著書等		
ニューロサイエンス学位プログラム 博士後期課程	提出書類を総合的に審査し、修士課程、博士前期課程、専門職大学院の課程を修了した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	なし。		
看護科学学位プログラム 博士後期課程	提出書類を総合的に審査し、修士課程を修了した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	なし。		修士論文に準ずる論文は、出願書類として取り扱っている。
体育科学学位プログラム 博士後期課程	提出書類を総合的に審査し、修士課程、博士前期課程、専門職大学院の課程を修了した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	なし。		
芸術学学位プログラム 博士後期課程	提出書類を総合的に審査し、修士課程、博士前期課程、専門職大学院の課程を修了した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	なし。		
デザイン学学位プログラム 博士後期課程	提出書類を総合的に審査し、修士課程、博士前期課程、専門職大学院の課程を修了した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	なし。		
世界遺産学学位プログラム 博士後期課程	提出書類を総合的に審査し、修士課程、博士前期課程、専門職大学院の課程を修了した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	なし。		
情報学学位プログラム 博士後期課程	提出書類を総合的に審査し、修士課程、博士前期課程、専門職大学院の課程を修了した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	募集要項に記載している出願資格審査の必要書類		
ライフイノベーション(病態機構)学位プログラム 博士後期課程	提出書類に基づき総合的に審査し、本学修士課程を修了した者と同等以上の学力があるかを判定する。	推薦書(これまでの経歴・活動が出願資格のあることを裏づけるもの。様式任意)		
ライフイノベーション(創薬開発)学位プログラム 博士後期課程	提出書類に基づき総合的に審査し、本学修士課程を修了した者と同等以上の学力があるかを判定する。	推薦書(これまでの経歴・活動が出願資格のあることを裏づけるもの。様式任意)		

ヒューマン・ケア科学学位プログラム 3年制博士課程	提出書類を総合的に審査し、修士課程、博士前期課程、専門職大学院の課程を修了した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	なし。	修士論文に準ずる論文は、出願書類として取り扱っている。
パブリックヘルス学位プログラム 3年制博士課程	提出書類を総合的に審査し、修士課程、博士前期課程、専門職大学院の課程を修了した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	なし。	
スポーツ医学学位プログラム 3年制博士課程	提出書類を総合的に審査し、修士課程、博士前期課程、専門職大学院の課程を修了した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	なし。	
コーチング学学位プログラム 3年制博士課程	提出書類を総合的に審査し、修士課程、博士前期課程、専門職大学院の課程を修了した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	なし。	

博士後期・3年制博士課程 [個別審査]

3年制博士課程・博士後期課程 B-(7)

大学院学則第13条第6号

学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定により、医学の課程への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣が指定した者に係る審査基準及びその他学術院が必要と認める書類について

事 項 学術院 研究群	審 査 基 準	そ の 他 学 術 院 が 必 要 と 認 め る 書 類	備 考
人間総合科学学術院 人間総合科学研究群 医学学位プログラム	提出書類を医学学位プログラムで審査し、受験資格を与えるに十分な学力があると判定されること。	推薦書（学会活動、社会活動及びその成果を裏付けるもの）	

医学を履修する博士課程 [文部科学大臣指定]
 医学を履修する博士課程 B-(8)

大学院学則第13条第7号〔入学資格の弾力化〕に係る審査基準及びその他学術院が必要と認める書類について

事 項 学術院 研究群	審 査 基 準	そ の 他 学 術 院 が 必 要 と 認 め る 書 類	備 考
人間総合科学学術院 人間総合科学研究群 医学学位プログラム	提出書類を医学学位プログラムで審査し、受験資格を与えるに十分な学力があると判定されること。	推薦書（学会活動、社会活動及びその成果を裏付けるもの）	

医学を履修する博士課程 [個別審査]
 医学を履修する博士課程 B-(9)

大学院学則第13条第8号 大学4年次生の大学院入学試験に係る出願・入学の条件等について

事 項 学術院 研究群	出 願 の 条 件	入 学 の 条 件
人間総合科学学術院 人間総合科学研究群 医学学位プログラム	(1) 出願年度3月末日において、大学在学期間が4年間に達すること。 (2) 成績証明書を提出すること。	入学試験に合格し、「出願の条件」が満たされたと判断できること。

医学を履修する博士課程 [飛び級]
 医学を履修する博士課程 B-(10)

大学院学則第13条第9号

外国において学校教育における16年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了し、又は文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者の大学院入学試験に係る出願・入学の条件等について

<p>事項</p> <p>大学院 研究群</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 必要な科目と単位数 2. 単位の換算方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 成績証明書等に基づく換算方法 (2) 成績証明書等が提出できない場合 3. 学術院で定める提出書類 4. その他 	<p>備考</p>
<p>人間総合科学学術院 人間総合科学研究群 医学学位プログラム</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 必要な科目と単位数 外国において16年以上の教育課程で正規の大学を卒業した者、又は、希望する入学年月までに卒業見込みの者は、大学での修得単位数を特定しない。 2. 単位の換算方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 成績証明書等に基づく換算方法・・・換算しない。 (2) 成績証明書等が提出できない場合・・・資格ありと認定しない。 3. 学術院で定める書類 成績証明書 4. その他 なし。 	

医学を履修する博士課程 [外国16年・外国通信教育16年・文部科学大臣指定当該課程]